

長野県知事選挙

期日前投票所・第7投票所が「下諏訪総合文化センター」に変更となります

町庁舎の耐震改修に伴い、これまで下諏訪町役場となっていた期日前投票所が、長野県知事選挙では、下諏訪総合文化センターに変更となります。

また、同様に「第7投票所」（東鷹野町、西鷹野町1部・2部、清水町、東赤砂、西赤砂）につきましても、今回の選挙では下諏訪体育館から下諏訪総合文化センターに変更となります。

○町内の投票所

投票区	対象地区	投票所となる施設
第1投票区	2区	子育てふれあいセンター
第2投票区	3区（大社通、菅野町、上馬場）	旧第一保育園
	4区（武居南、武居北、上久保、久保海道）	
第3投票区	1区（東町上、東町中、東町下、仲町、大門、田中町）	明新館
第4投票区	1区（矢木町、桜町、緑町）	さくら保育園
	3区（春日町、矢木東、矢木西）	
第5投票区	3区（友之町、中央通、平沢町、花咲町、中汐町、広瀬町、富士見町）	青雲館
第6投票区	3区（東弥生町、西弥生町、栄町、曙町、魁町）	西弥生町公会所
第7投票区	3区（東鷹野町、西鷹野町、清水町、東赤砂、西赤砂）	下諏訪総合文化センター
第8投票区	3区（東四王、北四王、西四王、南四王）	四王公会所
	4区（湖畔町南、湖畔町北）	
第9投票区	10区	富部地区公民館
第10投票区	5区	高木公民館
第11投票区	6区	萩倉地区公民館
第12投票区	7区	東山田公民館
第13投票区	8区	社東町公民館
第14投票区	9区	防災リハビリテーション体育館

20歳代・30歳代の期日前投票立会人を募集します。

下諏訪町選挙管理委員会では、将来を担う若い皆さんに選挙を身近なものとして感じてもらうため、長野県知事選挙における期日前投票立会人を募集します。

○内容 期日前投票所において、投票が公正に行われるよう立ち会います。

○立会期間 平成26年7月25日（金）～8月9日（土）

告示日の翌日から選挙期日の前日まで（16日間）

○対象者 20歳代・30歳代の下諏訪町民で、選挙権を有する人

○場所 期日前投票所（下諏訪総合文化センター1階）

○募集人数 16人（立会期間のうち1日1人）

○立会時間 午前8時30分から午後8時まで

○報酬 日額9,500円

○その他 昼・夕食は事務局で用意します。

○募集手続 「公募による期日前投票立会人申込書兼誓約書」（様式は下諏訪町ホームページよりダウンロードもしくは町選挙管理委員会事務局にお問い合わせください）に必要事項を記入のうえ、7月9日（水）までに下諏訪町選挙管理委員会へ直接または郵送にてお申し込みください。

簡単な面接を行わせていただき、採用を決定いたします。

立会日は選挙期日の決定後、日程調整させていただきます。

■問い合わせ 下諏訪町 選挙管理委員会事務局（下諏訪町役場内） 電話27-1111



明るい選挙イメージキャラクター
選挙のめいすいくん

— 大切なあなたの一票を忘れずに！ —

長野県知事選挙

投票日:8月10日(日) 投票時間:午前7時～午後8時

任期満了に伴う長野県知事選挙は、7月24日に告示され、8月10日に投票が行われます。選挙は私たちが政治に参加する大切な機会です。私たちの貴重な一票が「明日の信州」につながりますので、忘れずに投票しましょう。

投票のできる人

- 日本国民であること。
- 満20歳以上であること。（平成6年8月11日までに生まれた人）
- 引き続き3か月以上、下諏訪町の区域内に住所があること。（平成26年4月23日までに転入届をした人）

※これまでお住まいの市町村から転出し、県内の市町村へ転入された方は、転出・転入の時期によって、投票できる場所が異なりますので、次の表によりご確認ください。

	届出の日	投票場所・選挙権の有無		
		下諏訪町で投票できる	旧住所地で投票できる	投票できない
他の都道府県から転入された方	平成26年4月23日以前	○		
	平成26年4月24日以後			○
長野県内の他の市町村から転入された方	平成26年4月23日以前	○		
	平成26年4月24日以後		○※	

※投票する際、最寄りの市町村が発行する「引き続き長野県内に住所を有する旨の証明書」が必要です。なお、期日前投票を行う際にも、この証明書が必要になります。

投票時間

投票できる時間は、午前7時から午後8時までです。投票に出かけるときには、入場券を忘れずに持参してください。万一、入場券を紛失されても投票できますので、投票所でその旨をお申し出ください。

期日前投票

投票日の当日、次の事由に該当すると見込まれる場合は、期日前投票ができます。

- 期日前投票のできる事由
 - ・仕事や冠婚葬祭などの予定がある場合
 - ・旅行やレジャーなどで出かける場合
 - ・病気や出産、身体の障害などのために歩行が困難な場合

■期日前投票の期間、場所

- ・期間：7月25日（金）～8月9日（土）
- ・時間：午前8時30分～午後8時
- ・場所：下諏訪総合文化センター 1階ホール

■期日前投票の方法

入場券を持参のうえ、期日前投票所にある宣誓書に記入し、係員の指示に従って投票してください。（印鑑は不要です）

不在者投票

仕事や用務などで町外に滞在中の場合、滞在先の選挙管理委員会では不在者投票ができます。また、都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や施設に入院または入所中の人は、施設内で不在者投票ができます。投票用紙等は、請求書に必要事項を記入のうえ、選挙管理委員会に請求してください。

■郵便等による不在者投票
身体に一定の障害のある人や要介護状態区分が要介護5の人は、郵便等による不在者投票ができます。詳しくは選挙管理委員会までお問い合わせください。

■問い合わせ 選挙管理委員会 電話27-1111

